

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会定款

昭和47年	4月10日	設立認可
昭和47年	4月21日	成 立
昭和49年	10月 3日	定款変更
昭和51年	6月17日	定款変更
昭和53年	6月19日	定款変更
昭和57年	7月 1日	定款変更
昭和62年	7月 6日	定款変更
昭和63年	6月 8日	定款変更
平成 4年	3月25日	定款変更
平成12年	5月31日	定款変更
平成16年	6月 4日	定款変更
平成17年	8月16日	定款変更
平成19年	2月16日	定款変更
平成22年	7月20日	定款変更
平成25年	6月12日	定款変更
平成27年	6月16日	定款変更

東京都文京区後楽1丁目7番12号

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員及びその組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、所属員のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、全国化粧合単板工業協同組合連合会と称する。

(地 区)

第3条 本会の地区は、全国の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を東京都文京区に置く。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、日本経済新聞に掲載する。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 所属員の取り扱う天然木化粧合板及びツキ板（原材料及び機器資材を含む。以下同じ。）の共同生産、共同加工、共同販売、共同購買、共同保管、共同運送及び共同検査

(2) 所属員の事業に関する協定

- (3) 会員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び会員のためにするその借入れ
 - (4) 株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、その他金融機関に対する会員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする会員に対するその債権の取立て
 - (5) 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - (6) 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
 - (7) 所属員の福利厚生に関する事業
 - (8) 所属員の中小企業倒産防止共済事業に関する受託業務
 - (9) 天然木化粧合板等から放散される化学物質に関する等級等の表示に関する事業
 - (10) 所属員の事業に関する経営の基盤強化を図るための調査、計画の策定及び実施並びに取組の推進
 - (11) 前各号の事業に附帯する事業
- 2 第1項第7号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は 10 万円を超えてはならないものとする。

第3章 会 員

（会員の資格）

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える事業協同組合とする。

- (1) 天然木化粧合板又はツキ板の製造を行う事業者で組織した協同組合であること。
- (2) 本会の地区内に事務所を有すること。

（加 入）

第9条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、本会に加入することができる。

2 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

（加入者の出資払込み）

第10条 前条の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

（自由脱退）

第11条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の 90 日前までに、その旨を記載した書面とし

なければならない。

(除名)

第 12 条 本会は、次の各号の一に該当する会員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の 10 日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本会の事業を利用しない会員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員
- (3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
- (4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(脱退者の持分の払戻)

第 13 条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する出資額（本会の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第 14 条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

- 2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として理事会で定める。

(経費の賦課)

第 15 条 本会は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、会員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第 16 条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいて、その出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき。
 - (2) 事業の一部を廃止したとき。
 - (3) その他特にやむを得ない事由があるとき。
- 2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
 - 3 出資口数の減少については、第 13 条の規定を準用する。

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第 17 条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称及びその代表者名並びに住所
 - (2) 加入の年月日
 - (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
 - 4 会員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本会に届け出なければならない。
 - (1) 名称、代表者又は事業所を変更したとき。
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき。
 - (3) 定款又は規約を変更し、若しくは廃止したとき。

(過怠金)

- 第 18 条** 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の 10 日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。
- (1) 第 7 条第 1 項第 2 号に規定する協定に違反し、又は同条第 1 項第 5 号に規定する団体協約に違反した会員
 - (2) 第 12 条第 2 号から第 4 号までに掲げる行為のあった会員
 - (3) **前条第 4 項の規定による**届出をせず、又は虚偽の届出をした会員

(延滞金)

- 第 19 条** 本会は、所属員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年 15 パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

(会計帳簿等の閲覧等)

- 第 20 条** 会員は、総会員の 100 分の 3 以上の同意を得て、本会に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第 4 章 出資及び持分

(出資 1 口の金額)

- 第 21 条** 出資 1 口の金額は、10 万円とする。

(出資の払込み)

- 第 22 条** 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持 分)

第 23 条 会員の持分は、本会の財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあたっては、100 円未満の端数は切り捨てるものとする。

第 5 章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第 24 条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 17 人以上 23 人以内

(2) 監事 2 人又は 3 人

(役員任期)

第 25 条 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第 2 回目の通常総会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

(2) 監事 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第 2 回目の通常総会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第 1 項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第 26 条 役員のうち、会員の役員でない者は、理事については 3 人を超えることができない。ただし、監事については会員の役員でなければならない。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事の選出)

第 27 条 理事のうち 1 人を会長、3 人以内を副会長、1 人を専務理事、1 人を常務理事とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第 28 条 会長を代表理事とする。

2 会長は、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本会を代表し、本会の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに選任された会長が就任する

まで、なお会長としての権利義務を有する。

- 4 本会は、会長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- 5 会長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。
- 6 会長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 7 本会は、代表理事以外の理事に副会長その他連合会を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

- 第 29 条** 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

- 第 30 条** 理事は、法令、この定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

- 第 31 条** 役員は、総会において選挙する。
- 2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。
 - 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
 - 4 第 2 項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
 - 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選出された選考委員が行う。
 - 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。
 - 7 一の選挙をもって 2 人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(役員報酬)

- 第 32 条** 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問)

- 第 33 条** 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第 34 条 本会に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 会員は、総会員の 10 分の 1 以上の同意を得て本会に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職 員)

第 35 条 本会に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第 6 章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第 36 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に、臨時総会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、会長が招集する。

(総会招集の手続)

第 37 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその会員の住所（その会員が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所）にあてて行う。

3 第 1 項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本会は、希望する会員に対しては、第 1 項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。この場合において、第 2 項中「総会招集通知の発出は」とあるのは「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下、第 38 条、第 39 条、第 46 条及び第 47 条において同じ。）。

7 第 1 項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

第 38 条 総会員の 5 分の 1 以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする

会員は、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2 会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第 39 条 会員は、第 37 条第 1 項の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の会員又はその会員の役員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる会員の数は、2 人以内とする。

3 会員は、第 1 項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総会の議事)

第 40 条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第 41 条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員のうちから選任する。

(緊急議案)

第 42 条 総会においては、総会員の半数以上の会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）が出席し、かつ、その 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 37 条第 1 項の規定により、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第 43 条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 金融事業に関する 1 会員に対する貸付金（手形の割引を含む。）残高又は 1 会員のためにする債務保証残高の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第 44 条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日

- (2) 開催日時及び場所
- (3) **理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法**
- (4) 会員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

（理事会の招集権者）

第 45 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い副会長が、会長及び副会長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、会長、副会長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは常務理事が、会長、副会長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- 3 会長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（理事会招集の手続）

第 46 条 会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 本会は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。
- 4 前項の通知については、総会招集の手続に準ずるものとする。

（理事会の決議）

第 47 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議決事項）

第 48 条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （1）総会に提出する議案
- （2）その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

（理事会の議長及び議事録）

第 49 条 理事会においては、会長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
- 3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - （1）招集年月日
 - （2）開催日時及び場所
 - （3）理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - （4）出席理事の氏名
 - （5）出席監事の氏名
 - （6）出席会員の氏名
 - （7）議長の氏名
 - （8）決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 - （9）議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - （10）理事会の招集を請求し出席した会員の意見の内容の概要
 - （11）本会と取引をした理事の報告の内容の概要
 - （12）その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - ③ 会員の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした会員が招集したものである場合
- 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会)

第 50 条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第 7 章 賛助会員

(賛助会員)

第 51 条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。

ただし、賛助会員は本会において法に定める会員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第 8 章 会 計

(事業年度)

第 52 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(利益準備金)

第 53 条 本会は、出資総額に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額（前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、**第 55 条**及び**第 56 条**において同じ。）の 10 分の 1 以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本剰余金)

第 54 条 本会は、出資金減少差益（第 13 条ただし書の規定によって払戻をしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第 55 条 本会は、当期純利益金額の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てるものとする。

- 2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第 56 条 本会は、第 7 条第 1 項第 6 号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、当期純利益金額の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第 57 条 当期純利益金額に前期繰越剰余金又は前期繰越損失金を加減した当期未処分剰余金から、**第 53 条**の規定による利益準備金、**第 55 条**の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決により他の組合積立金として積み立て、又は会員に配当し、なお剰余があるときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第 58 条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における会員の出資額、若しくは会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における会員の出資額及び会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてするものとする。

- 2 事業年度末における会員の出資額に応じてする配当は、年 1 割を超えないものとする。
- 3 配当金の計算については、第 23 条第 2 項の規定を準用する。

(損失金の処理)

第 59 条 損失金のてん補は、組合積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序に従ってするものとする。

附 則

- 1 設立当時の役員任期は、最初の通常総会の日までとする。
- 2 最初の事業年度は、本会の成立の日から昭和 48 年 3 月 31 日までとする。

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会定款

昭和47年	4月10日	設立認可
昭和47年	4月21日	成 立
昭和49年	10月 3日	定款変更
昭和51年	6月17日	定款変更
昭和53年	6月19日	定款変更
昭和57年	7月 1日	定款変更
昭和62年	7月 6日	定款変更
昭和63年	6月 8日	定款変更
平成 4年	3月25日	定款変更
平成12年	5月31日	定款変更
平成16年	6月 4日	定款変更
平成17年	8月16日	定款変更
平成19年	2月16日	定款変更
平成22年	7月20日	定款変更
平成25年	6月12日	定款変更

東京都港区西新橋2丁目13番7号

